

## (参考) 企業価値担保権の活用場面

### ○一般的想定

本報告書における検討を踏まえ、現時点で想定される中小企業取引（含むスタートアップ）を中心とした企業価値担保権の活用場面に関する視点を纏めた。あくまで暫定的な整理であり、今後、更なる精緻化・具体化が期待される。

概括的には、成長資金を必要としている新興企業が初めて借入取引を行う場面や、事業承継・事業再生によって金融取引を大きく見直す場面で活用され、規模の拡大・信用力の向上等によって、無担保・複数行取引に移行することが一般的と考えられる。

項目	主な視点
事業性融資の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 融資判断において相対的に事業の将来性に係る評価の重要度が高い 例) 業歴が浅く、十分な資本蓄積がなく、個別の担保資産もない 事業成長のために大きく先行投資を行う予定（行っている）</li> </ul>
一行取引を行う合理性 <sup>*8</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業者との情報の非対称性の縮減が期待できる 例) 事業者の口座取引の情報等が集約され、事業者による情報開示の充実が期待される</li> <li>■ 収益機会の拡大が期待される 例) 取引の集約による収益の獲得見込みが大きい (預金、融資、信託・リース等のグループ会社取引等)</li> <li>■ 一行取引によって事業者にメリットを提供できる 例) 深い事業性理解に基づいた円滑な資金供給が可能 事業者に寄り添った伴走支援を提供可能</li> </ul>
一行取引のリスクへの対応 <sup>*8</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 融資の集中リスクを許容範囲内にコントロールできる 例) 借入金額の水準を一定金額範囲内とする 事業成長時等は、複数行取引へ移行する</li> <li>■ 業況悪化時の対応を明確化する 例) 効果的なコベナンツの設定を検討する 業況悪化時のコンチップランを想定する</li> </ul>
企業価値担保権の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業価値担保権を先順位で設定するコスト・難易度が低い 例) 他の銀行との融資取引がない（新興企業、無借金企業） 与信取引を抜本的に見直す局面にある（事業再生、事業承継）</li> </ul>

(\*8)複数行取引について

信託契約を活用して少数の銀行団を組成する等、複数行での支援を行う場合は、特に集中リスクの観点での許容度は大きくなり、より大規模な支援が可能となると考えられる。

## ○具体例

### (1)成長局面

#### ①スタートアップ

事業状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地方発の SaaS 企業。事業が軌道に乗ってきているところ。</li> <li>■ インフラ投資やマーケティング費用などで、資金調達が必要。</li> </ul>
企業価値担保 保権の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業価値担保権を設定し、1行貸し。</li> <li>■ 1行が事業者・VC と緊密にコミュニケーションをとり、伴走支援。</li> </ul>

#### ②地域企業

事業状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 知的財産（技術・ノウハウ等）を強みに成長している企業。</li> <li>■ 更なる成長に向けた大型設備投資のため、資金調達が必要。</li> </ul>
企業価値担保 保権の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3行で企業価値担保権を同順位で設定し、協調支援。</li> <li>■ メインバンク 1行がモニタリング・伴走支援を主導。</li> </ul>

### (2)承継局面

#### ①老舗企業の代替わり

事業状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ OEM メーカー。従来からの取引先の業績悪化とともに売上はピーク時の半減となるなど、業績悪化。</li> <li>■ 新経営者は個人保証を差し入れない形での資金調達を希望している中、金融機関調整に難航。</li> </ul>
企業価値担保 保権の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業価値担保権を活用し、多数ある金融機関を数行に絞り、協調支援（担保権は同順位）。</li> <li>■ 既存借入金をリファイナンス（経営者保証を求めた金融機関残債は完済）の上、当面の運転資金、設備資金等を支援。</li> </ul>

### (3)再生局面

#### ①第二会社方式の新会社

事業状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地元で古くから続く製造業。取扱品の陳腐化により売り上げは低迷、過去の設備投資もあり過剰債務となっているが、新しい分野での取扱商品を研究、製造販売の見込みがある。</li> <li>■ 抜本再生に着手し、第二会社方式で再生を模索。既存取引銀行も債権カットを了承。</li> <li>■ 当社の将来性を評価して、支援してくれる金融機関を探している。</li> </ul>
企業価値担保 保権の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業価値担保権を設定の上、今後の事業計画を評価し、1行で支援。</li> <li>■ 事業性評価に基づき、今後の設備等の更改も支援。</li> </ul>